

店頭外国為替証拠金取引約款【LIGHT FX】(新旧対照表)

(下線部分変更)

改訂後	現行
<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条(省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 <u>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満18歳以上80歳未満(高校生を除く。)であり、日本法上の行為能力を有する者であること。</u></p> <p>(3)～(18) (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p>令和6年9月21日 改訂</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;">店頭外国為替証拠金取引約款 【LIGHT FX】</p> <p>(目的) (省略)</p> <p>第1条～第2条(省略)</p> <p>第3条(口座開設の適格要件) FX口座及び入出金口座を開設することができるお客様は、次の各号の基準を満たしていることを必要とします。 (1)ご自身の判断と責任により本約款取引を行うことができること。 <u>(2)お客様が個人の場合には、日本国内に居住する満20歳以上80歳未満であり、日本法上の行為能力を有する者であること。または、日本国内に居住する満18歳以上20歳未満(高校生を除く。)で代理人による同意があること。</u></p> <p>(3)～(18) (省略)</p> <p>(以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>